

USPTO、商標見本への異議申立に関する E メールパイロットプログラムの 立ち上げを発表

2018 年 3 月 21 日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

USPTO は、不適切な商標見本¹を報告するための合理的な抗議手続きとして、E メールパイロットプログラム²を立ち上げた。

本プログラムの下では、USPTO へ提出することを目的として創作され、実際には使用されていない可能性がある商標見本に対し、誰でも発表後 30 日以内に E メールで USPTO に異議申立を送付することが可能となる。

異議申立には、①当該商標が付されていない商品イメージが第三者によって使用されていることを示す客観的証拠（例えばウェブサイトの URL やスクリーンショット、商品イメージが掲載された広告物のデジタルコピーなど）、もしくは、②商品イメージやモックアップ等が、異なる商標の下で以前に USPTO に提出されたことを示す登録番号または申請番号、を含むことが必要となる。

(以上)

¹ 米国における商標権は「使用制度」に基づく制度であり、出願人は、指定商品・役務に係る商標が使用されていることを宣言する陳述書とともに、最初の使用日等を特定し、商標の使用見本を提出する必要がある。(商標規則 § 2.34)

²<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Specimen%20Protests%20Email%20Pilot%20Program.pdf>